

求人者・求職者のみなさまへ

公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、全職種の職業です。

取扱地域は、求人者は神奈川県内、求職者は国内、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国

手数料に関する事項

求職者の方： 求職受付の際、一切申し受けません。

求人者の方： 別紙の手数料表により申し受けます。

返戻金制度について

- ・当会は、紹介した方が短期退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。返戻条件等の詳細については、契約書の該当条項（第6条）をご確認ください。

求人者情報の取扱に関する事項

求人者情報の取扱いは、職業紹介責任者の作山一隆です。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の作山一隆です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の作山一隆です。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払いください。

その他、本所の業務についてご不審の点は、係員におたずねください。

人材紹介に関する基本契約書

（以下、「甲」という。）と公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会（以下、「乙」という。）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

（紹介の内容）

第 2 条 甲が依頼した職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、該当する求職者（以下「丙」という。）に対する相談支援を実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。

甲は、乙に対し、前項の求人への依頼にあたって、職業安定法第 5 条の 3 第 2 項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

（選考採用）

第 3 条 甲は、乙が前条により紹介した丙を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要な助言を行う等、選考・採用が円滑に行われるよう支援を行う。

（労働条件の明示と確認）

第 4 条 甲は、乙が紹介した丙について採用を決定した場合には、その者が入社するにあたって労働基準法第 1 5 条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。その書式は、別紙「雇用条件通知書又は雇用条件確認書」によるものとする。なお、甲及び当該丙との間で別途雇用契約を締結するものとする。

（対価の支払及び時期）

第 5 条 甲は、乙が紹介した丙を採用した場合、乙に対し、人材紹介の対価として、紹介手数料を支払う。

2 甲は、前項の紹介手数料及びその消費税等を、丙の採用月の翌々月の末日までに、以下の口座に振り込むものとする。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

振込銀行・支店：横浜銀行 上大岡支店
口座番号：普通 6 3 4 4 2 5 4
口座名義：公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会職業紹介 理事 碓井 義彦

3 前 2 項の紹介手数料の詳細については、別途覚書を取り交わすものとし、本契約と覚書に定める事項とに相違を生じた場合は、覚書の規定が優先して適用されるものとする。

（債務）

第 6 条 乙が紹介した丙が退職に至った場合であっても、甲は乙に対する紹介手数料の支払義務を免れないものとし、既に支払った紹介手数料の返金を求めることはできない。

2 第 1 項の規定に関わらず、丙が採用日から 10 日以内に退職に至った場合、甲は乙に対する紹介手数料の支払義務を負わないものとし、丙が採用日から 11 日目以降 3 か月以内に、専ら丙本人の責めに帰すべき事由により退職した場合、甲は第 1 項の紹介手数料の半額のみを支払義務を負い、既に支払い済みの場合は半額を超えて支払った超過分の返金を乙に求めることができる。

（個人情報の保護および秘密保持）

第 7 条 甲は、本契約に基づく乙から紹介を受けた丙の個人情報（以下「個人情報」という。）について、第三者に開示、提供または漏洩してはならない。

2 甲は、乙より紹介された丙の個人情報を採用選考の目的以外に使用してはならない。

3 甲は、当該丙を採用しないことを決定したときは、乙からの開示または提供を受けた当該丙の個人情報を、複製物含め、直ちに乙に返還または乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

4 前項の場合のほか、甲は、乙が要請した場合は、乙からの開示または提供を受けた当該丙の個人情報を、複製物含め、乙に返還または乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

5 甲は、本条各項の定めに違反し、乙に損害を与えた場合、乙が受けた損害につき、その賠償の責めを負う。甲は、自らの責に帰すべき事由により、乙から提供を受けた丙の個人情報が流出し、乙が損害を受けた場合は、その賠償の責を負う。

6 当該丙の個人情報が流出し、乙が当該丙より損害賠償を求められた場合は、甲および乙は、流出原因を調査する。甲の責に帰すべき事由がある場合には、甲は、その責の割合に応じて当該損害を賠償しなければならない。また、当該丙より信用回復措置を求められた場合も同様とする。

7 前項の各項の定めに拘わらず、甲が当該丙の採用を決定した場合は、甲が乙から開示または提供を受けた当該丙の個人情報の保護についての当該丙に対する責は、その時点以降、甲が負うものとする。

8 本条各項の定めは、本契約の有効期間終了後も、甲乙がその失効につき合意するまで存続するものとする。

（反社会的勢力等の排除）

第 8 条 甲は、乙に対し、本件契約時において、甲（甲が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲は、乙が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

（契約の解除等）

第 9 条 乙は、甲が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができる。

2 乙が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙はこれによる甲の損害を賠償する責を負わない。

（有効期間）

第 10 条 この契約書の有効期間は、締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了 1 か月前までに甲、乙いずれからも特段の申し入れがないときは、さらに同一条件で 1 年間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（信義則）

第 11 条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲・乙誠意をもって協議し、決定する。

以上、本契約書締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通保有する。

年 月 日

甲

乙 横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号 10 階
福祉保健研修交流センターウィリング横浜
公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会
職業紹介事業
会 長 碓井 義彦
（有料職業紹介事業 許可番号：14-ユ-300567）